

「社会教育とは何か」

～社会教育覚書きノート～

深 作 拓 郎

(兼任講師)

なぜ、人は学習するのか　－ヒトが学習する意味－

1. 本能的行動－学習の必要性と可能性－

1) 行動様式の獲得

生物一般は、環境に適応し、生物としてそれぞれの種に応じた欲求 (needs) を充足させて生存している。環境の適応のためには、種に応じて一定の適応様式がある。

動物の場合⇒「行動様式」(behavior pattern)

動物：行動様式が先天的・遺伝的に具わっている。

ヒト：他の動物と違いきわめて無力な状態で誕生してくる

生理的早産・・・行動様式を獲得する必要がある。⇒「行動様式の無力性」

2) ヒトが学習する必要性と可能性

①人間は先天的・遺伝的に行動様式がすべて備わっていないので、全ての行動を学習しなければならない (学習の必要性)

②人間の行動様式は先天的に固定化されていないので、新しい行動を限りなく学習することができる。 (学習の可能性)

知的好奇心・死ぬまで成長・発達する (生涯発達)・文化の伝達・必要性の自覚

2. 今日の学習行動

1) 学習を必要とする今日の背景

必要と感じる

①デモクラシー：数々の宗教・政治革命

②テクノロジー：西欧では、産業革命による近代工業化の進展

日本では、1960年代の高度経済成長以降

⇒新たな支配と貧富の差を生む

③平等や人権の充実：福祉国家と発展途上国の矛盾、民族・ジェンダーの差別

拡大再生産、地球規模の生態系の危機と資源荒廃

④進展する社会に適応する

情報化社会、キャリアデザイン(選択できる人生設計)

進展する社会に適応する、生活や社会の課題を解決する



主体 (主人公) としての新しい社会の創造する 自己を開拓する学び

※学習することとは、人間に対して、文化の伝達・学習を継続的に行うことによって、よりよい社会的・個人的人間を形成する営みである。

2) 学習と教育

①学 習

自覚的・自主的に知識を獲得し、モノゴト理解・判断をする力や諸活動を行う技能・力量を身に付けていくこと。

②教 育

組織的・目的的な活動。人間が持っている可能性を開花させるための意図的で組織的な働きかけ。

3) 学習主体と教育主体

①学習主体

- ・自発的に自由に学ぼうとする個人
- ・必要に迫られて行うだけでなく、自ら興味・関心を抱き、能動的に取り組む

②教育主体

- ・学習者の主体性・自発性を尊重し、自らの信念・考えに基づいて科学的・計画的に働きかけを行う個人・団体

社会教育とは何か ー社会教育の概念ー

1. 社会教育とは何か

1) 社会教育とは何か

教育基本法 第7条 (社会教育)

1. 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

社会教育法 第1条 (この法律の目的)

この法律は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

社会教育法第2条 (社会教育の定義)

この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2) 社会教育の本質

- ①国民の自己教育・相互教育にある。
- ②社会教育行政の任務はその自主性を尊重して、学習活動を奨励、援助し、必要な条件整備を行うことにある。

3) 社会教育における主体

- ①社会教育は住民が自主的・自発的に行う学習活動であることから、「学習主体」が根幹に据えられる
- ②学習者であるのと同時に教育者にもなるような関係を含む活動
⇒学習主体＝教育主体
- ③指導者(講師・助言者)の立場は、学習を側面から援助することが基本姿勢
- ④現実の生活と密着に関連した学習(生活の中から生じた学習要求に基づく活動)したであるために、活動計画への学習者の参加が必要となる。

4) 学習活動を支援する場

- ・社会教育施設
社会教育を行うことを目的として造られた施設
→公民館、図書館、博物館
- ・社会教育関連施設

2. 社会教育の特徴

○社会教育の特徴

- ・国民の学習活動の自主性と多様性
- ・時代背景とともに領域や内容が変化する（社会の変化に対応する）

1) 社会教育の公共性・私事性

社会教育は公共性か、それとも私事性か

私事性論：社会教育は学校教育と異なり、住民が自分のためにおこなう自己学習であることから私事性を有する。

⇒私事性色が強ければ公的保障にも限界がある。（受益者負担の原則）

公共性論：学習することによって住民の力量が高まることで、地域発展に結びつくという社会教育の社会的意義（公共性）を認めて、公的に保障する必要がある。

⇒地域づくりは人づくりから…。（公費負担の原則）

主体形成は、学校教育による成果と連携して、社会教育が自由に展開されるなかでなされる。その自由な展開のための条件づくりを公的に保障していく。そして、やがて学習によって住民の力量が高まることで、地域の発展に結びつく。

社会教育（成人学習）の起こり

絶対王政末期に台頭してくるブルジュア層の市民がサロンやカフェや新聞・雑誌を通じて公開の場で文芸的なものから政治的なものへ批判的な論争を行い、他者との共同のなかで社会的合意を形成していく。

ユルゲン・ハーバーマスは、西欧の近代化の過程において公共性を育んだのは、フランスの「サロン」やイギリスの「カフェ」のような文化的な装置だという。

（ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』）

⇒社会教育の公共性を示唆。

今日は社会教育の私事性を認めた上で公的保障の必要性を主張

憲法に基づき、基本的人権を保障する手段として「学習」あり、「学習権」が保障されている（「公教育」として位置づけている）。学習活動の自由性もその背景にある（私事性的要素）。

社会教育法の理念と特徴

1. 社会教育法の概要

1) 「学習権」保障

学習する権利⇒「生存権的基本権」（日本国憲法第三章）

人間として最低限必要な学習だけでなく、社会生活において直面した問題を解決するために必要な学習

「学習」と「教育」はヒトが生きのびるために不可欠な道具

2) 社会教育法とは

教育基本法⇒我が国の教育の理念と目標を掲げられた。

第7条では、社会教育についての概念規定がなされている。

1949年『社会教育法』（昭和24年法律207号）が制定。

この法律は、社会教育活動の自主的な発展を図るため、教育基本法の本質にもとづき、すべての国民の学習機会の保障、統制的支配の禁止と自由の保障、社会教育行政や社会教育施設運営への住民参加などを骨子としたものである。

その中核として、社会教育に関する国および地方公共団体の任務を明確にしている。

3) 社会教育法の概要

社会教育法は、社会教育に関する総合法的位置づけとして制定された。

- ・第1章：総則を定めている。
自己教育を中核とする社会教育の本質と、その発展のための環境醸成にあたる行政機関の任務を明確にした条文が中心となっている。
- ・第2章：「求めに応じて」助言・指導を行う専門的教育職員である社会教育主事および社会教育主事補の設置・職務・養成・研修について定めている。
- ・第3章：社会教育関係団体について定めている。これは、国民の自主活動振興のため、支配干渉の禁止、補助金の支出等について規定している。
- ・第4章：教育委員会の委嘱による助言・諮問・建議機関たる社会教育委員の設置について規定。
- ・第5章：公民館に関する規定である。地域の総合的社会教育施設として公民館を位置づけ、生活圏内に設置され、公費で運営されること、地域内の教育・文化・産業・労働福祉関係の諸団体を代表するものを含めて構成される公民館運営審議会を必置として、館長の選任や企画運営についての調査審議を行うなど住民参加の原則が規定。
- ・第6章：「学校教育施設の利用」によって学校開放事業の奨励を促す。
- ・第7章：「通信教育」で民間社会教育活動の幅広い領域にわたる振興を規定。

2. 社会教育法の理念と特徴

1) 社会教育法の理念

社会教育に関する国および地方公共団体の任務を明確にしている

具体的には

①権利としての「社会教育」

公権力によって公的に保障される教育

いかなる教育の自由も公的に保障されなければならない

社会教育行政の役割

②国民の自主的自発的な活動

社会教育法第3条には、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような・・・」という一文がある。社会教育における教育活動を意味するもので、「すべての国民」が社会教育の主体であって、「自ら」主体的に行う自己教育として社会教育が行われることを示しているものである。

③社会教育の自由の確保

国会提案時の趣旨説明や寺中作雄の『社会教育法解説』によると、「社会教育」

の自由の確保のための法制定という趣旨が明確に示されている。

そこには、国民の自主的な自己教育・相互教育の発展を支援するための、国・地方公共団体（社会教育行政）の責務を明確にしているのである。

2) 社会教育法の特徴

- ・国民の自主的自発的な活動、（1条～3条、10条～12条）
 - 学習者・社会教育団体と社会教育行政の関係性を明記
 - 社会教育関係団体
- ・住民参加の原則と制度化（15条～19条、29条）
 - 各市町村に「社会教育委員」、各公民館に「公民館運営審議委員」の必置の原則と明文化
- ・市町村主義
 - 日常生活に一番近い自治体の実態に即した学習活動の展開
- ・専門職員の位置付けと役割の明文化（9条の2～9条の6、27条～28条）
 - 社会教育主事、公民館の主事

3) 生涯学習振興整備法の特徴

憲法や教育基本法など原点が明確ではない

→これまでの憲法や教育基本法による教育の自由、公教育を整備することによって保障される国民の権利の転換

- ・国による「民間事業者」主体の教育の積極的推進
- ・通産省が管轄する民間資本による社会サービスの産業化
- ・都道府県が推進の主体

社会教育施設の概念と特徴

1. 社会教育施設の概念

1) 社会教育施設

社会教育施設・・・社会教育を行うことを目的として設置された施設

具体的な存在意義や目的は、教育基本法第7条に明記。

図書館、博物館、公民館のほかに、青年の家、少年自然の家、視聴覚施設、社会体育施設など

戦前の日本の教育史を読み解くと、「施設」の用語はあいまいで、社会教育では「事業」を意味するものであった。官府的に「施し設ける」教化事業や団体活動を指す場合が多かった。

戦後になり、教育基本法、社会教育法、図書館法、博物館法などの制定により、社会教育施設の概念が物的営造物としての施設概念が明確になった。

2) 社会教育類似施設とは

社会教育類似施設・・・社会教育施設に類似した施設（社会教育法・図書館法・博物館法該当外の施設）

- ・公民館類似施設

①社教法42条：町内の住民が自治的に設置・管理している集会施設

⇒公民館は原則「市・町・村立」

②民法 34条：公民館設置の目的をもって民法の規定により設立された法人が設置する公民館

- ・図書館類似施設：公立・私立以外の個人立図書館
- ・博物館類似施設：登録博物館、博物館相当施設以外

3) 社会教育関連施設

社会教育関連施設とは

国や地方自治体が設置促進をしている施設

- ①厚生労働省関係・・・児童館、老人福祉センター、勤労青少年ホーム、婦人の家など
- ②総務省関係・・・・・・コミュニティセンター（自治）、集落センター（国土）、文化（ホール）会館、
- ③農水省関係・・・・・・農村環境改善センターなど

2. 社会教育施設の基本的性格

1) 教育機関

基本的性格その1：「教育機関」

根拠：教育基本法、社会教育法、図書館法、博物館法、地教行政法30条、32条
教育機関として位置づける⇒公教育を支える諸原則が法的に保障されている意味。
具体的には、憲法・教育基本法第3条・第10条、教育専門職員の配置、運営の公費保障など。

図書館・博物館・公民館以外の社会教育施設を教育機関として位置づけるためには、地教行政法30条に基づいた条例によって設置され、しかもその所管を教育委員会で行わなければならない。

2) 地域施設

基本的性格のその2：「地域施設」

社会教育施設は、地域を基盤に設置し「土地の事情」及び「実際生活」に即する事業を行なう地域施設としての性格を有している。

→社教法第20条、図書館法第3条、博物館法第3条

例えば、公民館は国立や都道府県立を否定し、「市町村が設置する」となっており、『公民館の設置及び運営に関する基準』では、小学校区または中学校区にせちすることが望ましいとされている。

3) 教育専門職員の配置

基本的性格のその3：「専門職員の配置」

教育機関には、教育専門職員が配置されなければならない。

→社会教育法第27条、図書館法第4条～第6条、博物館法第4条～第6条
ただし、関係諸法によりその位置づけに矛盾がはらんでいる。

4) 運営に対する住民参加の原則

基本的性格のその3：「住民参加の原則」

社会教育施設は、「自ら実際生活に即する・・・」ための施設であることから、地域

住民の生活に密着し、住民の要求に則して運営されなければならない。そのため、社会教育施設には住民参加の体制が整備されている。

→公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会

しかし、1999年7月の社会教育法大改正で、社会教育委員の任用規定や公民館運営審議会の委員任用規定とその役割などが大きく変化し、形骸化へ進みつつあることを危惧しなければならない。

社会教育専門職員とその専門性

1. 社会教育専門職員とは

1) 社会教育専門職員の種類

- ・社会教育主事（補）、公民館（の）主事（補）・・・社会教育法にて規定
- ・図書館（の）主事（補）⇒図書館司書（補）・・・図書館法
- ・博物館（の）主事（補）⇒博物館学芸員（補）・・・博物館法
- ・社会教育指導員・・・法規定なし
- ・体育指導員・・・スポーツ振興法

2. 社会教育主事とは

社会教育主事の仕事とは

- ・勤務場所
教育行政機関（教育委員会事務局）、公民館、その他社会教育施設
- ・社会教育主事の位置づけ
教育公務員特例法に基づき、教育専門職員と位置づけられる。
（学校教育行政における指導主事と同等）

○社会教育主事の資格を取得するには・・・、活かすには・・・

- ・大学にて社会教育主事課程の所定の科目を履修する
 - ・「社会教育主事講習」を受講し、所定の課程を履修する
- ⇒市町村（都道府県）教育委員会に配属・採用され、人事発令を受ける

3. 図書館司書、博物館学芸員とは

○図書館司書の仕事とは

- ・勤務場所
公立図書館、教育行政機関（教育委員会事務局）
- ・図書館司書の位置づけ
図書館法に基づき、専門職員と位置づけられる。

○博物館学芸員の仕事とは

- ・勤務場所
博物館（登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を含む）、
教育行政機関（教育委員会事務局）
- ・博物館学芸員の位置づけ
博物館法に基づき、専門職員と位置づけられる。

4. 社会教育主事・公民館主事の具体的な仕事の中身

○仕事の内容

専門的・技術的な助言および指導を行う。但し、命令や監督をしてはならない。

(社会教育法第9条の2)

○専門的・技術的とは・・・

- ① 集団についての知識
- ② 学習意欲の把握や調査
- ③ 学習の組織化
- ④ 意欲を興す (潜在的学習要求を顕在化する)
- ⑤ レクリエーション、その他学習方法の知識・運営技術
- ⑥ 地域の実情や住民の生活の実態を捉える
- ⑦ 評価する (振り返り)
- ⑧ 法律・予算やその他行政事務の知識

5. 社会教育専門職員の専門性

- 1) 住民の学習環境や条件の整備
 - a) 条例制定、計画策定などの行政的な整備
 - b) 場 (施設) づくり
- 2) 住民の学習意欲や要求の掘り起こしや参加のしくみづくり
- 3) 教育専門職として学習者 (住民) への専門的・技術的な助言や指導
- 4) 常に振り返り、評価する

地域の教育資源をより多く掘り起こし、より多く社会教育・公民館事業に活かすことができるか

6. より高度な専門性を確立していくために —社会教育専門職員の本質と力量形成—

○社会教育専門職員の本質と力量形成

- 平和と暮らしと地域をつくる
- 地域に自治をつくる
- 社会的排除からエンパワーメントの支援へ

○職員制度の課題

- ・ 社会教育専門職員の専門性の確立と人事課題の解消
- ・ 社会教育の自由 = 社会教育職員の自由
 - 研修権の保障 (教育公務員法第21条)
 - 専門職員として、身分が確立し、上司の命を受けることなく、職務に不可欠な自律性が保障されている。